障害福祉サービス事業所等の指定申請に伴う市町村意見書の交付について

障害福祉サービス事業者で、新規に障害福祉サービス事業等の提供を希望する場合は、

茨城県からの指定を受ける必要があります。

　この場合、事業者は茨城県へ相談するほか、「茨城県指定障害福祉サービス事業者等の

指定等の申請手続きに関する要項」により手続きを行っていただくこととなります。

　※障害福祉サービスの種類によっては、意見書が不要なサービスもあります。しかし、事前協議にご協力お願いいたします。

　意見書交付にあたっての注意事項

　指定申請のためには、茨城県の事前協議後、事業所の開設所在地である潮来市と事前協議

を行っていただくとともに、潮来市からの意見書を受けることとなっています。

　このため新規申請の希望の場合は、事前に下記機関へお問い合わせください

　意見書交付にあたっては、障害福祉計画や利用者見込み等、事業の必要性等を勘案し、

事業内容が適当であると認める場合に交付させていただきます。

　※事前協議、意見書の交付については、余裕をもって早めの相談等お願いします

　お問い合わせ先

　　潮来市役所　社会福祉課　障害福祉G

電話　０２９９－６３－１１１１　内線３９２

　　　FAX　 ０２９９－８０－１４１０